

# 廃棄物処理法の概要

参考資料1

目的：廃棄物の排出抑制、適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理により、生活環境を保全

## 廃棄物

汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの

### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物（家庭のごみ等）

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃プラ等

国 ・ 基本方針の策定 ・ 処理基準、施設基準等の設定 ・ 緊急時の対応 等

市町村

市町村

#### 処理責任

- 一般廃棄物処理計画を策定
- 域内の廃棄物を生活環境保全上支障が生じないように処理基準に従い処理

一般廃棄物処理業者

- 事業の許可
- 一般廃棄物処理基準等の遵守

一般廃棄物処理施設

- 設置、譲渡等の許可

都道府県

許可  
監督

許可  
監督

排出者

#### 処理責任

- 産業廃棄物を自ら処理
- 産業廃棄物処理基準等の遵守
- 委託基準の遵守

産業廃棄物処理業者

- 事業の許可
- 産業廃棄物処理基準等の遵守

産業廃棄物処理施設

- 設置、譲渡等の許可

監督

許可  
監督

許可  
監督

都道府県

\* 生産者による広域的なりサイクルの促進等のための国の認定による特例制度がある

# 廃棄物処理法の欠格要件の検討について

## 欠格要件の在り方検討会による欠格要件の検討

### 欠格要件の在り方検討会による報告書

- ・平成17年6月から平成19年3月まで、欠格要件の在り方検討会を開催。
- ・検討会では、廃棄物処理法上の欠格要件のあり方及びその運用について検討を加え、以下の結論が報告書として取りまとめられた。

現行の法体系について直ちに直視すべき段階に至っていない

いわゆる無限連鎖の問題へ早急に必要な措置を講じるよう検討すべき

今後も欠格要件のあり方及びその運用について、検討を継続すべき



### 今後の検討課題

欠格要件の在り方検討会報告書において言及のあった事項について、引き続き検討を加える予定。

# 欠格要件の現状

成年被後見人  
被保佐人  
破産者



禁錮以上の刑に処せられて  
から五年を経過しない者



廃棄物処理法等の環境関  
連法、刑法などの法律違反に  
よって罰金以上の刑に処せら  
れてから五年を経過しない者



廃棄物処理業、浄化槽清掃  
業の許可を取り消された者で  
取消しの日から五年を経過し  
ない者(廃業した場合も同じ)



暴力団員又は暴力団員で  
なくなつた日から五年を経過  
しない者



暴力団員等がその事業活  
動を支配する者



その業務に関し不正又は不誠実な行為をするお  
それがあると認めるに足る相当の理由がある者

産廃のみの欠格要件

: 法人を含むもの

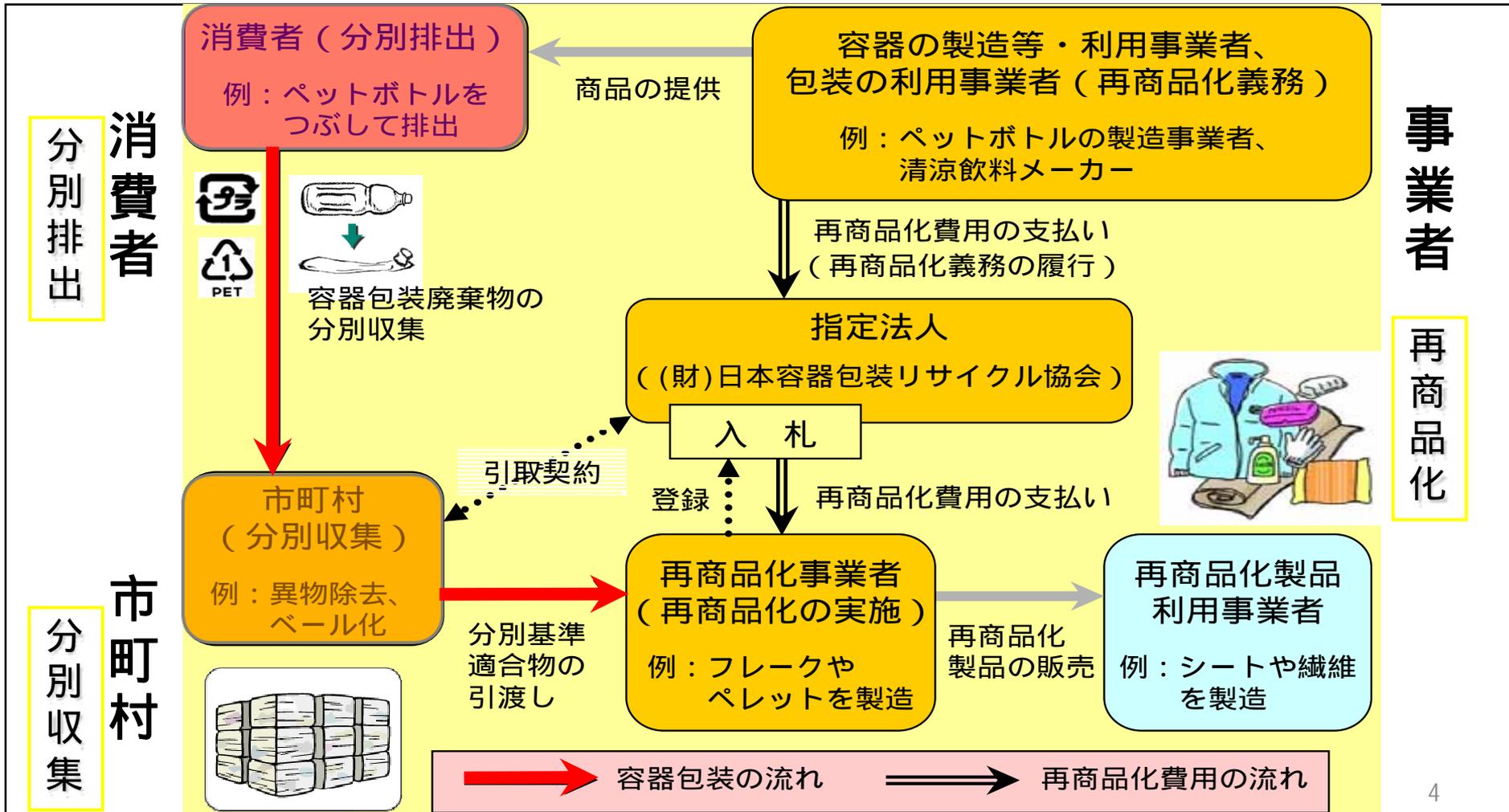
以下の者がこれらの要件に、該当する場合、廃棄物処理業、廃棄物処理施設設置許可が取り消される  
業者本体、 法定代理人(未成年の場合)

法人の役員(黒幕を含む)、使用人(支店長など)  
個人の使用人

# 容器包装リサイクル法

(平成7年6月公布、平成9年4月施行)

消費者、市町村、事業者がそれぞれの役割分担の下、容器包装廃棄物の分別排出、分別収集、リサイクル(再商品化)を行う制度を構築。



# 容器包装リサイクル法の改正の概要

(平成20年4月完全施行)

容器包装廃棄物に係る効果的な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進  
リサイクルに要する社会全体のコストの効率化  
国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携

容器包装廃棄物の  
排出抑制の促進  
(レジ袋対策等)

1. 消費者の意識向上・事業者との連携の促進

2. 事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入

質の高い分別  
収集・再商品化の  
推進

3. 事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

事業者間の公平性  
の確保

4. ただ乗り事業者に対する罰則の強化

容器包装廃棄物の  
円滑な再商品化

5. 円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化

# 食品リサイクル法

(平成12年6月公布、平成13年5月施行)

主務大臣(農林水産大臣、環境大臣等)

基本方針の作成

- ・ 数値目標(平成18年度までに再生利用等の実施率20%以上)
- ・ 再生利用等の方策 等
- 事業者の判断基準の策定
- ・ 発生抑制の基準
- ・ 減量の基準
- ・ 再生利用の基準 等

(実効確保措置)

指導・助言

勧告・命令等(取組が著しく不十分)

食品関連事業者  
食品の製造、流通、販売、  
外食など(約24万業者)

うち年間排出量100t以上の者  
(約1万7千業者)  
食品廃棄物全体の約5割

(促進のための措置)

登録

認定

再生利用事業者

食品循環資源

食品関連事業者

委託による再生利用を推進

食品関連事業者(再生利用事業計画)

食品循環資源

有機農産物

特定肥飼料

再生利用事業者

農林漁業者等

利用を含めた計画的な再生利用を促進

- ・ 廃棄物処理法の特例(荷卸しに係る一般廃棄物の収集運搬業の許可不要)
- ・ 肥料取締法・飼料安全法の特例(農林水産大臣への届出不要)

# 食品リサイクル法の改正の概要

(平成19年6月成立、平成19年12月施行)

今回の法改正の背景：食品関連事業者の取組に格差（特に食品流通の川下の事業者（小売・外食）の取組が進んでいない）

- ・多店舗・少量排出のため処理コストがかかる
- ・性状・品質が不均一で異物混入のリスクが高い など

食品小売業や外食産業の実施率目標の達成者割合約13%

改正の方向：食品関連事業者（特に川下（食品小売業、外食産業）の事業者）に対する指導監督の強化と取組の円滑化措置

## 食品関連事業者に対する指導監督の強化

### 定期報告義務の創設

食品廃棄物等の発生量が一定規模（年間100トン）以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に定期報告を行う措置を創設する。

### 食品関連事業者のあり方

フランチャイズチェーン事業を行う食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量に、その加盟者において生じる発生量を含めて多量発生事業者であるかを判定する。

## その他

### 再生利用等に「熱回収」を追加

食品循環資源を熱を得ることに利用すること等を「熱回収」として認める。

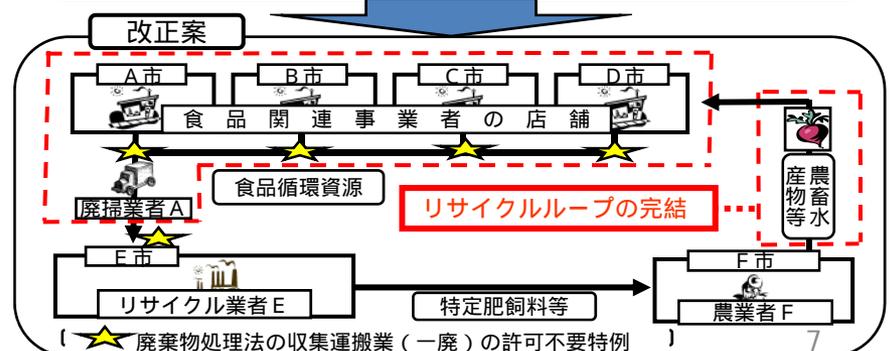
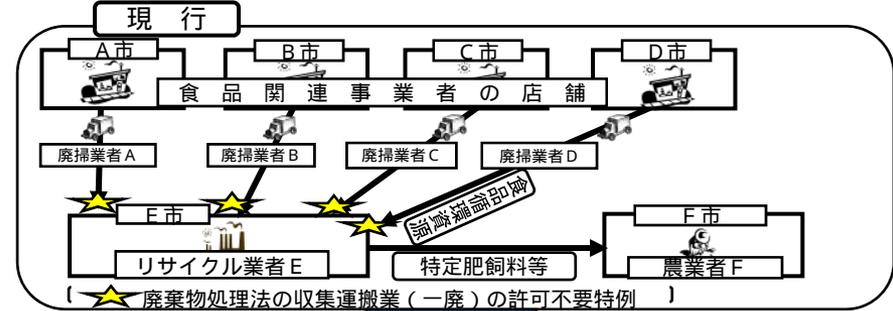
### 「中央環境審議会」の追加

基本方針や判断基準の策定、食品関連事業者に対する命令に際して意見を聴く審議会に「中央環境審議会」を追加する。

## 食品関連事業者の取組の円滑化

### 再生利用事業計画の認定制度の見直し

農畜水産物等の食品関連事業者による利用を含めた循環型の再生利用事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けた場合には、食品循環資源の収集運搬について、一般廃棄物に係る廃棄物処理法上の許可を不要とする。



# 家電リサイクル法

(平成10年6月公布、平成13年4月完全施行)

排出

## 排出者

対象機器：エアコン、テレビ（ブラウン管式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機  
適正な引渡し  
収集・運搬、再商品化等に関する料金の支払  
(リサイクル料金(大手製造業者の例)：エアコン¥3,150、テレビ¥2,835、  
冷蔵庫・冷凍庫¥4,830、洗濯機¥2,520)

収集・運搬

## 引取義務

自らが過去に販売した対象機器  
買換えの際に引取りを求められた対象機器

小売業者

引渡義務

指定引取場所

指定引取場所380箇所  
再商品化工場48箇所  
(平成19年3月現在)

## 引取義務

義務者不存在等  
中小業者の委託

指定法人

自らが過去に製造・輸入した対象機器

製造業者・輸入業者

再商品化等

再商品化等基準に従った再商品化等実施義務

エアコン:60%、テレビ:55%、冷蔵庫及び冷凍庫:50%、洗濯機:50%

市町村等

市町村等

管理票  
(マニフェスト)  
制度による  
確実な運搬の  
確保

交付・回付

実施状況の  
監視

# 家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について

～中央環境審議会・産業構造審議会合同会合報告書（平成20年2月）概要～

## 家電リサイクル制度に係る個別課題への対策

### 【消費者にとっての透明性・受容性・利便性向上を通じた適正排出の促進】

- ・再商品化費用の公表を通じた、料金に対する消費者理解と費用低減化競争の促進
- ・消費者の適正排出促進の観点から、再商品化料金を低減化

### 【小売業者が引き取った排出家電のメーカーへの円滑かつ適正な引渡し確保】

- ・小売業者が引き取ったすべての排出家電について、引渡先等の記録・報告を求める仕組みとすることにより、引取り・引渡しに係るチェック体制を強化
- ・リユース・リサイクル品の仕分けと適正引渡しに係る小売業者向け指針の策定
- ・A・Bの各メーカーグループが設置する指定引取場所の共有化
- ・離島独自のコスト要因である海上輸送費について、メーカー等が資金協力

### 【不法投棄対策の強化】

- ・市町村の不法投棄対策に対し、メーカー等が資金面も含め協力

### 【3R推進の観点から、適正なリユースの促進と、廃家電処理・資源輸出の適正性を確保】

- ・リユース・リサイクルの仕分け指針を踏まえた小売業者によるリユース品引取りの促進
- ・廃棄物処理法やバーゼル法の厳正な運用

そのほか、液晶テレビ・プラズマテレビ及び衣類乾燥機について、対象品目として追加

排出家電のフローや家電不法投棄の状況等を踏まえ、今回の検討から5年後を目途に、制度検討を再度行うことが適当。その際、本取りまとめに位置付けられた各種施策が期待された効果を上げていない場合には、費用回収方式等を含め、制度の全体的な在り方についても制度検討を行うことが適当。国際資源循環など、様々な社会状況の変化を随時把握しながら、必要に応じ柔軟に対応を行っていくことが求められる。

# 報告書への具体的対応

家電リサイクル法の対象品目の追加(液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機)、再商品化等基準の在り方の検討、小売業者における適正なリユースの促進のために、平成20年2月に中央環境審議会に2つの専門委員会を設置し、具体的対応について検討を行った。

品目の追加及び再商品化等基準の在り方を検討している「特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会」においては7月9日に、小売業者によるリユース・リサイクルのためのガイドラインの策定等を検討している「特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引取・引渡に関する専門委員会」においては8月4日に、それぞれ報告書案が提示され、パブリックコメントを実施したところ。

## 中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会

### 主な検討事項

- 家電リサイクル法の対象品目の追加及び対象の範囲
- 再商品化等基準(法定義務率)の設定
  - ・プラスチックの取扱い等
- 再商品化と一体として行うべき事項
  - ・ノンフロン冷媒・断熱材の取扱い 等

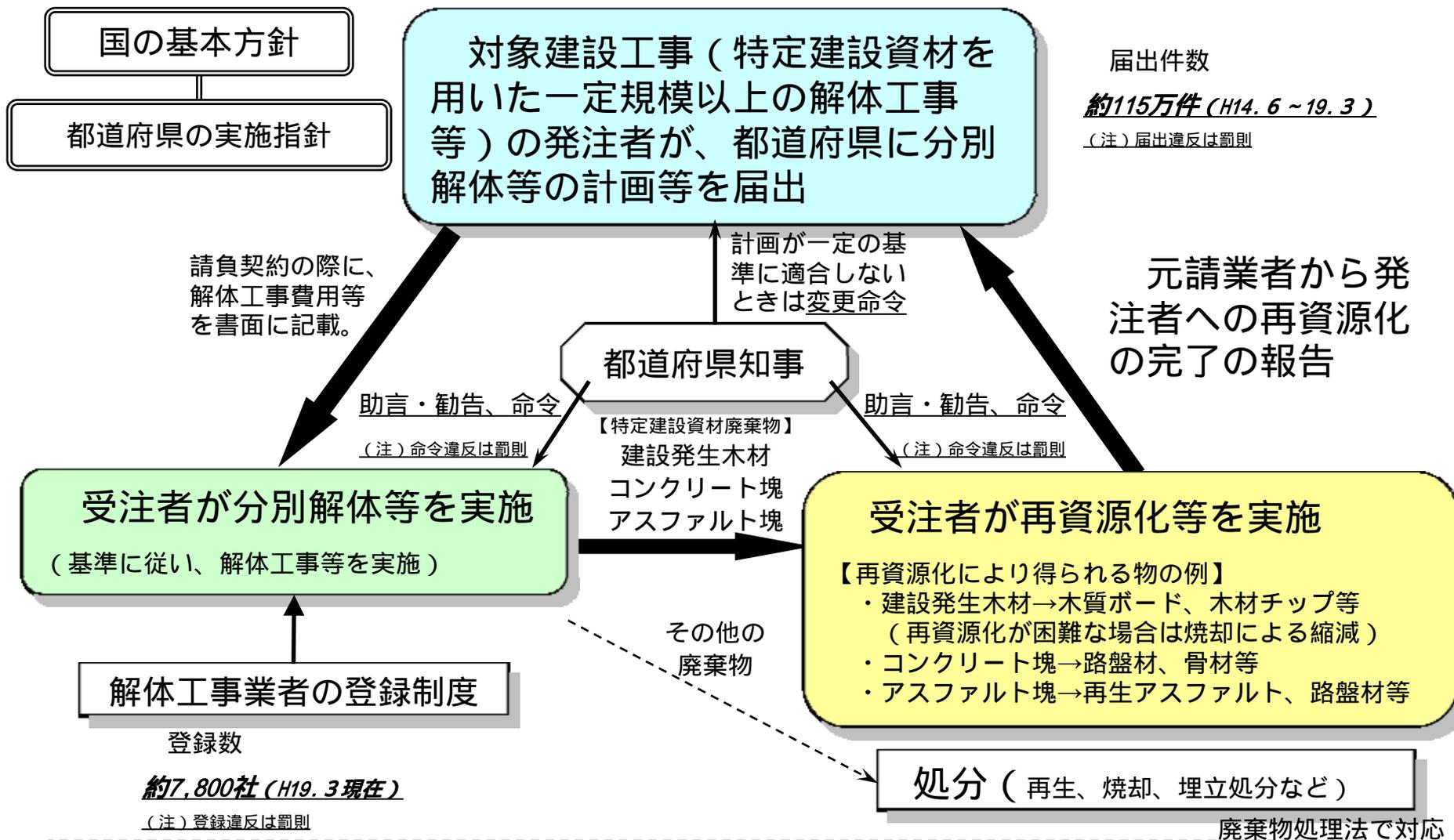
## 中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引取・引渡に関する専門委員会

### 主な検討事項

- 小売業者による排出家電引取・引渡に係るチェック体制の強化
- リユース・リサイクル仕分けガイドラインの策定

# 建設リサイクル法

(平成12年5月公布、平成14年5月完全施行)



建設リサイクル法は、平成14年5月に施行されたが、法の附則において、施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。平成19年11月より、国土交通省とともに、建設廃棄物の再資源化の促進等に関して見直しのための検討を行っているところ。

## 第1章

### 建設リサイクル制度の現状と課題

#### 1. 建設リサイクル制度の経緯

・建設リサイクル法が施行後5年経過

#### 2. 建設リサイクル制度の現状と効果

・特定建設資材廃棄物の再資源化率の向上  
・建設廃棄物の不法投棄の大幅な減少

## 第2章

### 課題解決に向けての基本的方向性

#### 1. 3Rの推進に向けた横断的取組

・発生抑制、再生資材の利用の推進が必要  
・建設廃棄物の物流を「見える化」し再資源化の適正性を把握する仕組みが有効

## 第3章

### 課題解決に向けての具体的な取組

#### 1. 3Rの推進に向けた横断的取組

- (1) 発生抑制、再使用及び再生資源の利用の推進
- (2) 建設廃棄物の流れの「見える化」
- (3) 建設リサイクル市場の育成
- (4) 分別解体、再資源化の情報提供
- (5) 建設リサイクル法の周知・啓発の充実
- (6) 建設リサイクルに関する技術開発等の推進

### 3. 建設リサイクル制度の課題

- (1) 建設廃棄物の再資源化の促進  
費用負担に対する意識が高くないこと  
分別解体等の取組が十分でないこと  
施工方法が不明確なケースがあること  
再資源化に支障を来す有害物質の存在  
再資源化等状況の把握が十分でないこと  
木材の縮減が多く、再資源化率が低いこと  
廃石膏ボードの再資源化の取組の遅れ

- (2) 建設廃棄物適正処理の徹底等  
依然として不法投棄が多いこと  
状況把握が十分でないこと

- (3) 関係者の意識向上等と循環型社会形成の促進  
情報交換が十分でないこと  
国民の理解・意識が高くないこと  
発生抑制に関する情報共有や実態把握・評価が十分でないこと  
再使用の総合的な取組が進んでいないこと  
再生資材の取組が十分でないこと

### 2. 建設リサイクルの促進

・リサイクル内容及び費用負担に対する関係者の理解を深め、適正な分別解体等の取組を徹底し、再資源化の向上を図ることが重要

### 3. 建設廃棄物適正処理の徹底

・関係者の法令遵守に対する意識向上を図ることが重要  
・行政部局間の連携強化や建設廃棄物の流れを迅速に把握し、監視の強化を図ることが重要

### 2. 建設リサイクルの促進

- (1) 分別解体等における取組の推進  
・対象規模基準のあり方  
・施工方法に関する基準  
・分別解体等における有害物質の取扱い  
・事前届出・通知  
・登録制度のあり方  
・工事内容及び費用の明確化
- (2) 再資源化における取組の推進  
・特定建設資材の追加の検討  
・完了後の報告のあり方
- (3) 縮減に関する取組の推進  
(木材の縮減のあり方)

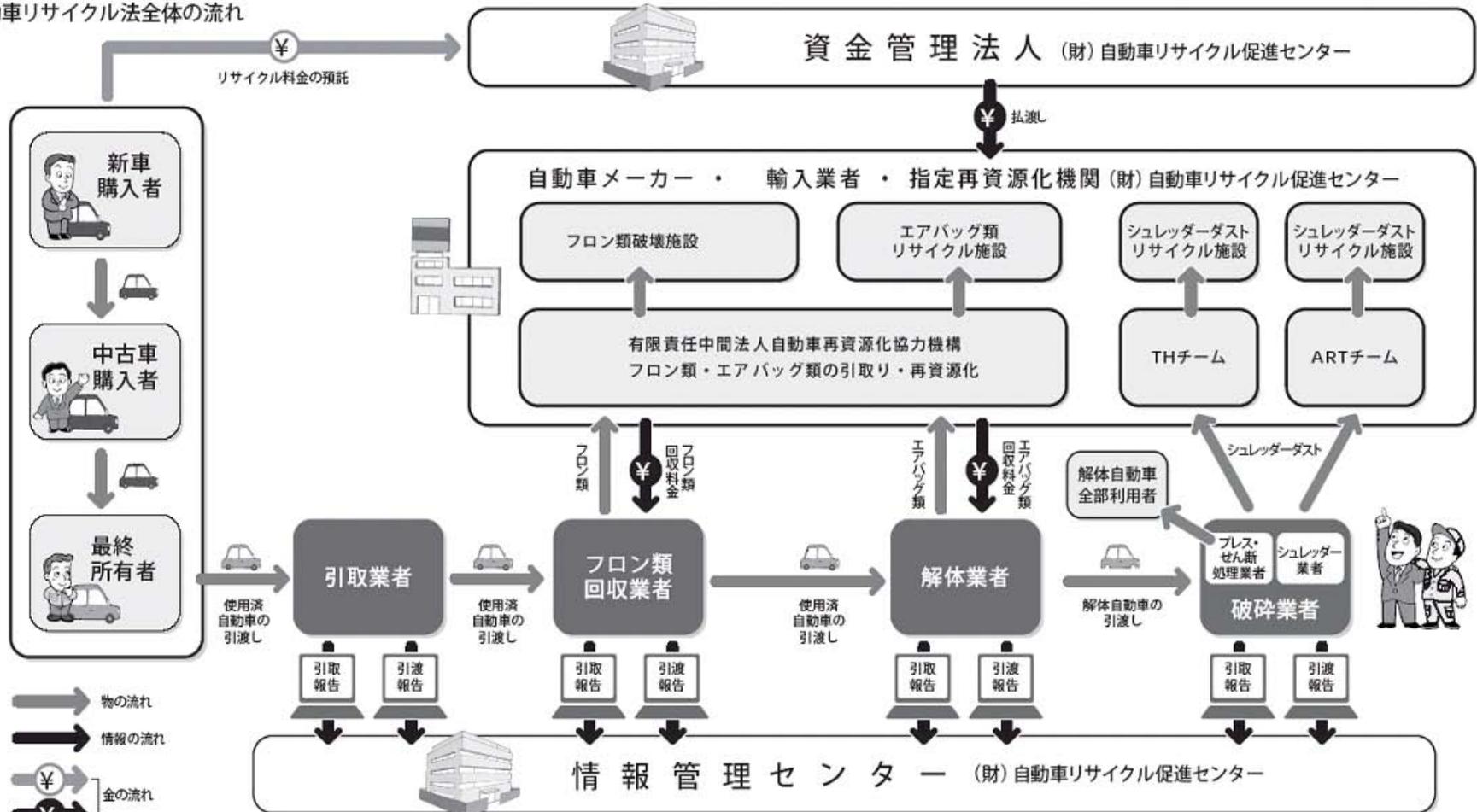
### 3. 建設廃棄物適正処理の徹底

- (1) 適正処理における取組の推進  
・不適正処理の発生のメカニズム  
・不適正処理の防止策の実施
- (2) 取締まりにおける取組の推進  
・パトロール等の実効性の向上  
・現場状況把握の強化  
・行政における情報共有等の連携強化

# 自動車リサイクル法

(平成14年7月公布、平成17年1月本格施行)

●自動車リサイクル法全体の流れ



出典：「自動車リサイクル法リサイクル料金預託実務説明会資料」(財団法人自動車リサイクル促進センター)

# 資源有効利用促進法の概要

(平成12年6月全面改正、平成13年4月施行)

以下の特定業種・指定製品毎に、3R対策の取組の内容を「判断基準」として主務大臣が定め、事業者はその遵守を義務付けている。

特定省資源業種  
〔 紙・パルプ製造業、製鉄業等 〕

特定再利用業種  
〔 ガラス容器製造業、複写機製造業等 〕

指定副産物  
〔 電気業の石炭灰、建設業の土砂等 〕

指定省資源化製品  
〔 自動車、家電製品等 〕

指定再利用促進製品  
〔 自動車、家電製品、複写機等 〕

指定表示製品  
〔 スチール缶、アルミ缶等 〕

指定再資源化製品  
〔 パソコン、密閉形蓄電池 〕

## < 指定再資源化製品の例 >

### パソコン

- ・デスクトップパソコン
- ・ノートブックパソコン
- ・ブラウン管式表示装置
- ・液晶式表示装置

### 密閉形蓄電池

- ・密閉形鉛蓄電池
- ・密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池
- ・密閉形ニッケル・水素蓄電池
- ・リチウム蓄電池

### 再資源化実績（平成18年度）

デスクトップパソコン：76.0%  
ノートブックパソコン：54.7%  
ブラウン管式表示装置：75.8%  
液晶式表示装置：68.9%

国

判断の基準（省令）

事業者

事業に反映

## < 指定再資源化製品の場合 >

自主回収、再資源化の目標等に関し「判断の基準」を示す。

「判断の基準」を勘案しつつ、自社の製品を回収、再資源化する。

平成20年3月までに資源有効利用促進法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていることから、平成19年1月より産業構造審議会において、見直しのための検討が行われ、平成20年1月に報告書がまとめられている。

# 世界最高水準の省資源社会の実現に向けて

～産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策ワーキンググループ報告書（平成20年1月）概要～

## 取り巻く状況の変化

- ・国際的な資源制約の高まり（需要増大、価格高騰、資源ナショナリズム）
- ・洞爺湖サミットを見据えた3R対策と温暖化・省エネルギー対策の連携強化の要請
- ・経済の「基礎力」向上を図る方策の一つとして、投入資源の有効利用を通じた資源生産性向上への要請
- ・循環資源の国際流通の活発化（それに伴う国内での逆有償物の有償化）

## 目指すべき将来像と対応の方向性

（世界最高水準の省資源社会の実現）

- ・資源生産性のコンセプトを国レベルから個々の資源や製品に展開
- ・製品ライフサイクル全体を視野に入れた産業構造全体の新たな連携強化
- ・省資源の観点からグリーン化を基軸としたものづくりや社会システムへのパラダイム転換
- ・レアメタル対策等、地球温暖化対策及び競争力強化対策との連携強化

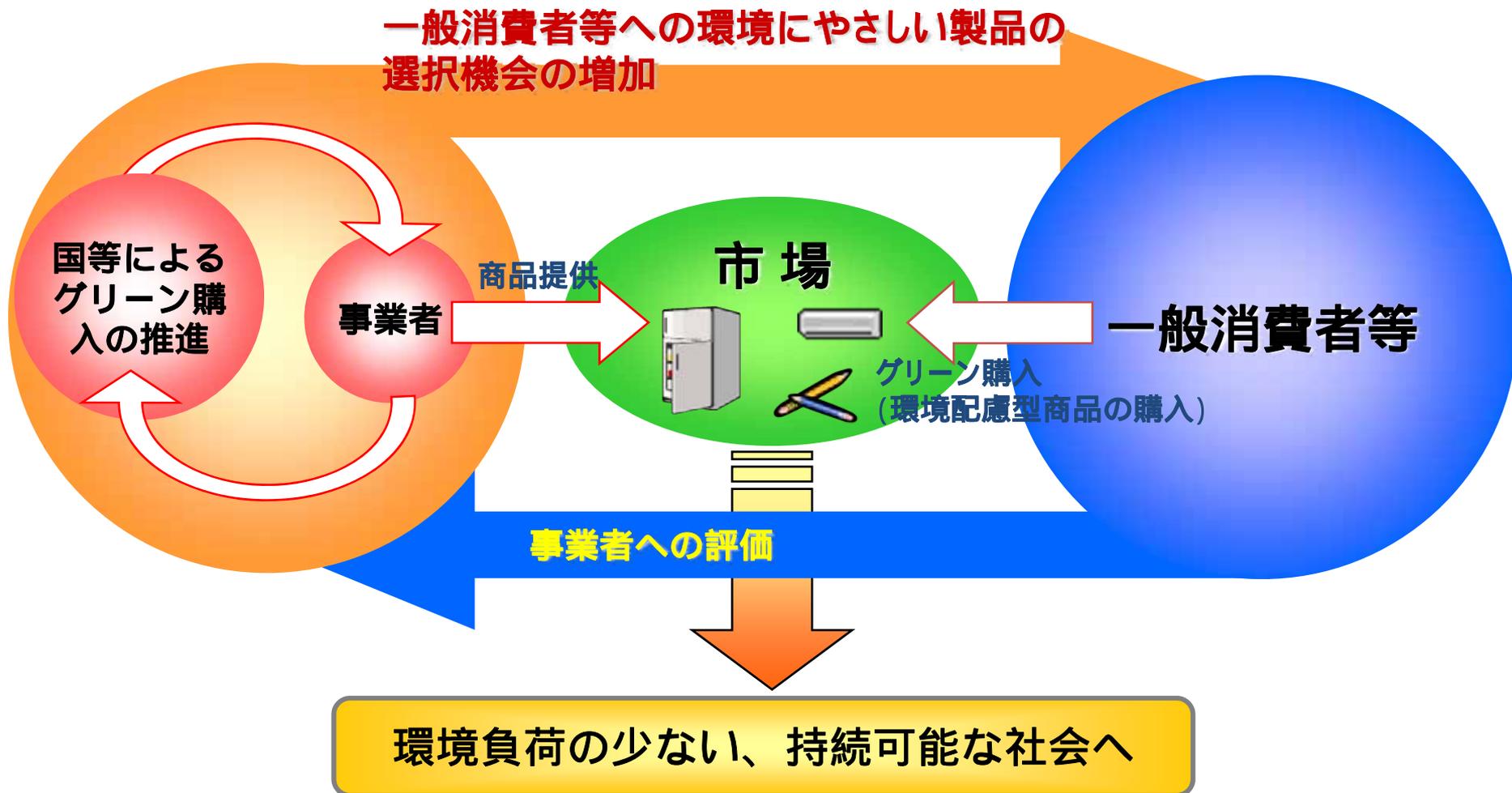
ライフサイクルの視点から3Rの一層の高度化を図り、世界に対するリーダーシップを発揮

## 具体的な取組方策

- ・製品ライフサイクル全体での最適化・効率化【製造段階】
  - サプライチェーン企業間での摺合せ再強化によるものづくりの強化（リデュース対策）
  - 再生資源の「高度リサイクル」の促進（リユース・リサイクル対策）
- ・「製品」に着目した消費者の3R意識の向上と事業者の連携の強化【流通段階】
  - 製品環境性能の「可視化」による製品市場の拡大
  - 自主的な回収・リサイクルの一層の促進
- ・国際的な循環資源の取引の活性化を踏まえた国内の取組の実効性確保【排出段階】
  - リサイクル目的の輸出への対応 等

# グリーン購入法

(平成12年5月公布、平成13年1月施行)



# PCB廃棄物処理特別措置法の制定

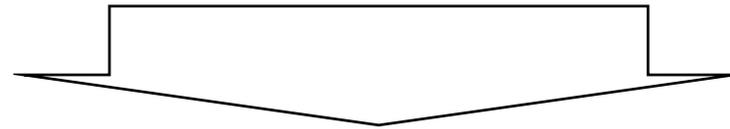
(平成13年6月公布、同年7月施行)

## 長期間の保管中に紛失の懸念

- ・昭和47年にPCBの製造・輸入・使用を原則として禁止する行政指導を実施
- ・高圧トランス・コンデンサ等の耐用年数の到来により数年で保管に移行
- ・最大30年間の保管
- ・周辺住民の理解が得られないなどの理由で処理体制が長期間構築できなかった

## 国際的にも取組みが必要

- ・先進国の中でも処理が進んでいない日本
- ・POPs条約(01年5月採択)による国際的取組みの促進



保管・処理状況の届出の義務付け・公表

一定期間内処分の義務付け

国による広域的な処理体制の確保(処理基本計画の策定)

日本環境安全事業株式会社による処理事業の実施

費用負担能力の小さい中小企業の処理の円滑な推進のための基金による助成

# 日本環境安全事業株式会社によるP C B廃棄物処理事業の状況

